

通関士の全体像を掴みましょう

通関士とは？

通関士は独占業務を持つ、財務省が管轄している国家資格であり貿易業界唯一の国家資格でもあります。

通関とは、輸出入の許可を出す役所である「税関」に貨物を「通す」ことをいいます。貨物を輸入する場合、税関に輸入申告をし、検査を受け、関税を正しく計算し支払った上で輸入の許可を受けなければなりません。このような輸出入の手続に関する専門家が通関士であり、通関士試験に合格した人だけが、通関士となることができます(注)。通関士試験は毎年約8,000～9,000万人が受験しており、その専門性から貿易業界において高い評価を受けています。

(注) 通関士として通関業務に従事するためには、勤務先の通関業者の申請に基づく税関長の確認が必要です。

通関士の独占業務

通関書類の
審査

通関書類への
記名・押印

通関士資格保有者の設置義務があります

通関手続きを専門とする通関業者(国際物流、倉庫、運送、メーカー等)は、原則として営業所ごとに1名以上の通関士を置くこと、及び通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する申告書等については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならないということも法令で定められています。通関業務の中で審査という重要な役割を担当するので、原則として、どの営業所にも通関士がいなければならないというわけです。



(注1) 税関写真は神戸税関HPより抜粋

(注2) 輸入通関イメージ図は「キチンとわかる! 貿易のしくみ (TAC出版)」より抜粋

通関士が活躍するフィールド

「通関業者」「通関士」という言葉に馴染みがない方も多いと思います。しかし、私達が生活の中で利用している海外から輸入された様々な物(食料・衣服etc)はすべて「通関士」によって税関の輸入許可を受け国内に入ってきているのです。



通関業者・海運・航空・倉庫・物流関連企業で
「通関士資格」を活かす!

通関業者



通関業者は、例えば輸入の場合、輸入を行う企業などからの依頼により、税関に輸入申告→検査→関税を正しく計算して支払→輸入という一連の業務を行っています。多くの通関業者は税関のある港や空港の近くに事務所を設置してスムーズに貿易が行われるよう日々業務を行っています。

海運・航空・ 倉庫・物流関連企業

海外から日本へ商品(貨物)を輸入する際、海運会社の船舶や航空会社の飛行機を利用して運ばれます。そして、通関(税関を通す)手続が終了した商品は、一時的に倉庫業者の倉庫で保管され、物流企業のトラックを利用し輸入元に届きます。これらの企業においては通関業務を行っていることが多いため、通関士が活躍しています。



商社

商社は、輸出入者からの依頼等により、さまざまな貨物の輸出や輸入を行います。税関に対する輸出入申告には複雑で専門知識が必要なため、通関手続を通関業者に依頼することが一般的です。商社の担当者として通関に関する正確な知識を持っていると、国内の依頼者に対して的確な説明ができ、**通関業者に対しても迅速で正確な依頼ができる、というメリットがあります。**例えば食品を輸入する場合、単に輸入申告して許可を受ければよいわけではなく、食品衛生法という法令をクリアしなければなりませんので手続に時間を要します。そのことを国内の依頼者に説明しておけばトラブルが防げます。また通関業者に対してどのような書類を提出すればよいかわかっているれば手続をスピーディーに進めることができます。

商社・メーカーで
「通関士資格」「通関士知識」を活かす!

メーカー

商社、メーカーのなかには、自社のグループ内に自ら通関業務を行う部門(通関業者)を設立している会社もあります。通関士の資格を持っていれば、「通関業者」と同じく、通関士として申告書作成業務等を任せられるケースもあります。

メーカーは、自社の製品を製造するための原材料を海外から輸入し、できあがった製品を海外へ輸出しています。また、海外の自社工場で生産した部品を輸入することも多くあります。

メーカーにおいて、税関に対する輸出入申告については複雑な専門知識が必要なため、通関手続を通関業者に依頼することが一般的です。その際、通関士の知識があれば、商社の場合と同じように、国内の依頼者への対応や通関業者への依頼をスムーズに進めることができます。



その他の貿易関連・個人輸入を行う

上記の企業以外にも、様々な形で海外から貨物を輸入している貿易関連企業もあります。また、最近ではインターネットを活用した個人輸入を営む人も多くいます。こういったケースにおいても通関士の知識を活かすことが可能です。



試験ガイド

試験実施日程

試験案内配付

例年7月上旬～8月中旬

試験申込期間

2015年度

例年7月下旬～8月中旬

- ①願書を書面で提出する場合
7月27日(月)～8月10日(月)
※税関への提出は土曜日及び日曜日を除く
10:00～17:00
※郵送の場合は8/10(月)の消印有効
- ②願書を税関手続申請システムを使用して提出する場合
7月27日(月)～8月10日(月) 17:00

試験

毎年1回

例年10月第1又は第2日曜日

10月4日(日) 9:30～15:20

合格発表

2015年度

例年11月下旬～12月上旬

11月27日(金)(予定)

※受験の申込みに関するお手続きの際は、必ずご自信で最新の試験情報をご確認ください。

2015年度

試験概要

受験資格 どなたでも受験できます。

試験日 例年10月第1又は第2日曜日(2015年度は10月4日)

受験地 北海道・新潟県・宮城県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・熊本県・沖縄県

受験料 3,000円

試験方法 各試験科目ともマークシート方式で行います。

択一式 5肢択一。該当する肢がない場合、「0」をマーク。

選択式 **語群選択式** 文章の中の空欄に対し、与えられる語群の中から該当する番号をマーク。

複数選択式 5肢の中から該当するものをすべてマーク。

計算式 貨物の価格や税額を計算し、正しい額をマーク。

申告書 与えられる資料から、貨物を正しく分類し、正しい番号を選択肢から選び、マーク。
輸入申告書については、貨物の価格も計算し、正しい額をマーク。

2015年度 試験科目・出題数・配点・時間

通関業法
(9:30～10:20)

形式	出題数	配点
選択式	10問	35点
択一式	10問	10点

関税法等
(11:00～12:40)

形式	出題数	配点
選択式	15問	45点
択一式	15問	15点

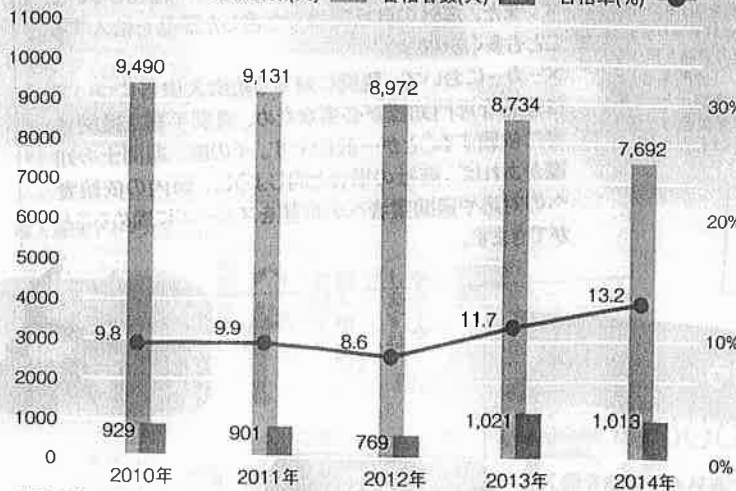
通関実務
(13:50～15:20)

形式	出題数	配点
輸出申告書	1問	20点
輸入申告書	1問	20点
選択式	5問	10点
計算式	5問	5点
択一式	5問	10点

※2015年度から一部配点が変わりました。

試験データ

受験者数(人) ■ 合格者数(人) ■ 合格率(%) ●



※試験合格のためには各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

※上記合格基準は2014年度のものであります。

<参考> 2014年度合格基準(%)

通関業法

形式	出題数	配点	合格基準
選択式	10問	30点	60%以上の得点 (40点中24点以上)
択一式	10問	10点	

関税法等

形式	出題数	配点	合格基準
選択式	15問	35点	60%以上の得点 (50点中30点以上)
択一式	15問	15点	

通関実務

形式	出題数	配点	合格基準
輸出申告書	1問	5点	
輸入申告書	1問	10点	
選択式	5問	5点	60%以上の得点 (30点中18点以上)
計算式	5問	5点	
択一式	5問	5点	

通関士試験に関するお問い合わせ

最寄の税関の通関業監督官(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)
税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/>

通関士試験の特色

まずはどんな出題形式なのかを確認しましょう!

次の記述は、輸入通関に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

語群
選択式

【選択式】 第1問～第5問:各問題5点 第6問～第15問:各問題1点

第1問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 特例申告に係る貨物以外の貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに(イ)数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その(ロ)を受けなければならない。
- 輸入申告は、その申告に係る貨物を、原則として(ハ)に入れた後にすることとされている。
- 輸入申告に際しては、原則として(ニ)を税関に提出しなければならない。
- 特例申告に係る貨物以外の貨物であって、申告納税方式が適用されるものについては、輸入申告に併せて(ホ)に関する申告をしなければならない。

- | | | | |
|-----------|-------|----------------|--------|
| ①開港又は税関空港 | ②保税 | ③課税標準となるべき | ④開税の納付 |
| ⑤許可 | ⑥仕入書 | ⑦仕入書に記載された | ⑧指定 |
| ⑨承認 | ⑩信用状 | ⑪他の法令による許可又は承認 | |
| ⑫配送先 | ⑬船荷証券 | ⑭船荷証券に記載された | ⑮保税地域 |

問題文に空欄を設け、その空欄に該当する語句を選択する出題形式です。選択する語句は問題文の下段に記載されています。答えはそこにあるため一見簡単そうに見えます。しかし、まぎらわしい語句がうまくミックスされているため、あやふやな知識では得点できません。

択一式

次の記述のうち、関税法上の輸入に該当しないものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、該当しないものがない場合には、「0」をマークしなさい。

【択一式】 各問題1点

第16問 次の記述のうち、関税法上の輸入に該当しないものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、該当しないものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 保税展示場において、観覧者が外国貨物である商品を試験する行為
- 外国の船舶により公海で採掘された水産物を、本邦から出漁した本邦の船舶内で加工し、その製品を本邦に引き取る行為
- 保税地域に置かれている外国貨物の一部を、当該貨物を輸入しようとする者が分析のための見本として当該保税地域において消費する行為
- 本邦の領海内において、沿海通航船が外国貿易物から外国貨物である船用品の積卸を受ける行為
- 旅客が、その携帯品である外国貨物を輸入する前に、本邦においてその個人的な用途に供するため消費する行為

5つの選択肢から問題文の指示に従って1つ正解肢を選択する出題形式です。複数選択式と違い、選ぶのは1つです。いわゆる五肢択一式なのですが、通関士試験の特徴として解答無しという場合の「0」という選択肢があります。他の試験では択一式の選択肢に必ず答えがあるのですが、答えのない場合があるので要注意です。

次の記述は、関税の課税物件の確定の時期に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

複数
選択式

第6問 次の記述は、関税の課税物件の確定の時期に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 保税税関場に置くことの承認を受けた外国貨物については、当該承認の申請がされた時である。
- 保税税関場に入れるための承認を受けて当該保税税関場に入れられた外国貨物であって、当該保税税関場における販売を目的とするものについては、当該販売がされた時である。
- 保税地域において亡失した外国貨物については、当該亡失の時である。
- 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物であって、運送途中で亡失したものについては、当該亡失の時である。
- 常陸物件で公売に付される外国貨物については、当該公売の時である。

5つの選択肢の中から、問題文で指示されているものを全て選択する出題形式です。いくつ選択するのか指示が無く、1つでも判断を誤ると得点となりません。本試験まで学習してきた自分の知識だけが頼りとなり、難易度の高い出題形式といえます。

申告書
作成

NACCS (通関情報処理システム) ※を使用して輸出入の申告を行うことを前提として出題されます。輸出申告書では統計品目番号、輸入申告書では品目番号と申告価格を解答する形式となっています。申告価格については、独特の計算方法があり、正確な理解が試されます。

※ NACCS (通関情報処理システム)

独立行政法人通関情報処理センターが運営する、税関と関連民間業界をオンラインで結び、国際貨物業務を迅速かつ効率的に処理を行うシステムです。航空貨物を処理するAir-NACCSと海上貨物を処理するSea-NACCSという2つのシステムがあります。わが国の航空貨物総輸出入許可件数の約99%※がAir-NACCSで、海上貨物総輸出入許可件数の約95%※がSea-NACCSで処理されており、本試験の申告書作成でNACCSを前提とした出題がなされるものもつづけます。

※出典:独立行政法人通関情報処理センター

このような出題形式で実施される通関士試験に合格する秘訣は? それは...次のページで大公開!

通関士試験の出題一覧（2015年度）

通関業法	45点満点 (27点以上※)	第1～5問（各5点）	語群選択式	25点
		第6～10問（各2点）	複数選択式	10点
		第11～20問（各1点）	択一式	10点
関税法等	60点満点 (36点以上※)	第1～5問（各5点）	語群選択式	25点
		第6～15問（各2点）	複数選択式	20点
		第16～30問（各1点）	択一式	15点
通関実務	45点満点 (27点以上※)	第1問（5点）	輸出申告書	5点
		第2問（15点）	輸入申告書	15点
		第3～7問（各2点）	複数選択式	10点
		第8問～12問（各2点）	計算式	10点
		第13問～17問（各1点）	択一式	5点

※合格基準が60%の場合。ただし、2015年は合格基準が以下と発表されました。

試験科目	合格基準
通関業法	満点の55%以上
関税法等	満点の55%以上
通関実務	満点の50%以上